

弁護士会の福利厚生

第3回 訃報、弔慰金・見舞金等のご案内

厚生委員会委員 笹浪 雅義 (41期)

会員またはご家族がお亡くなりになった場合の諸手続きについてご案内いたします。

1 会員本人の死亡の場合の手続き

(1) 弁護士会への連絡（訃報）

会員のご遺族等から死亡報告を受けたときは、日弁連、一弁、二弁に通知するとともに第一会員室に掲示します。

会員訃報連絡用紙を用意しておりますので、会員死亡の報告は、会員課までお願いします。

会員課 TEL.03-3581-2203

(2) 生花・弔辞等

会員のご遺族等のご希望により生花（日弁連会長、当会会長名で各1基）・弔辞（日弁連会長、当会会長名で各1通）、弔電をお送りします。

会員課 TEL.03-3581-2203

(3) 国民健康保険の資格喪失届出

遺族の国保組合への資格喪失届出書の提出により被保険者資格が喪失します。

東京都弁護士国民健康保険組合 TEL.03-3581-1096

(4) 東京都弁護士協同組合出資金払戻手続き

組合員である会員が死亡したときは、その持分の出資金がご遺族に払い戻されます。

詳細につきましては、協同組合のウェブサイト (<http://www.tokyo-law.com/>) にある各種書類のダウンロードページを参照してください。

東京都弁護士協同組合 TEL.03-3581-1218

2 会員家族の死亡の場合の手続き

死亡報告を受けたときは、会員宛に生花・弔電をお送りするとともに第一会員室に掲示します。

対象となるご家族の範囲は、会員の配偶者、父母又は生計を共にする子(弔慰金見舞金規則第2条第1項第2号)です。

家族訃報連絡用紙を用意しておりますので、ご家族死亡の報告は、会員課までお願いします。

会員課 TEL.03-3581-2203

3 保険金・年金等のご案内

(1) 東京弁護士会団体定期保険（生命保険）

会員またはご家族死亡のご報告をいただいた場合、団体定期保険（会員、配偶者及び子ども）加入の有無を調査し、該当すると会員またはご遺族宛に保険金支払請求用紙をお送りします。

財務課 TEL.03-3581-2208

(2) 日本弁護士連合会扱いの団体定期保険・互助年金

日弁連には、弁護士休業補償保険、弁護士互助年金（拠出型企業年金保険）、団体定期保険（会員・配偶者のみ）があります。

上記共済にご加入の会員または配偶者死亡の場合には、日弁連にご連絡をお願いします。必要な手続きをご案内します。

詳細は、日弁連会員サイトの「共済関係」のページ（日弁連トップページ→「会員専用ページ」→「共済関係」）に案内が掲載されています。

日弁連事務局経理課 TEL.03-3580-9959（直通）

4 見舞金・弔慰金

(1) 東京弁護士会の見舞金

弔慰金見舞金規則第3条（見舞金）に、会員が死亡したときは、見舞金を贈呈することができる旨定められています。

毎年度定める支出基準によりますが、詳細は、東弁会員

サイト「健康とくらし」（東弁のトップページ→「会員サイトへ」→「健康とくらし」）及び厚生委員会ブログ（東弁のトップページ→「会員サイトへ」→「委員会」→「委員会一覧」→「厚生委員会」）に案内が掲載されています。

会員課 TEL.03-3581-2203

(2) 日弁連の弔慰金

日弁連福祉厚生規則第2条（弔慰金）に、会員が死亡したときは、当該会員の遺族に対し弔慰金を贈呈する旨定められています。

毎年度定める支出基準によりますが、詳細は、日弁連会員サイトの「共済関係」のページ（日弁連トップページ→「会員専用ページ」→「共済関係」）に案内が掲載され

ています。

日弁連事務局経理課 TEL.03-3580-9959（直通）

5 財団法人東京弁護士会育英財団

1960年に発足した育英財団は、当会会員及び物故会員の子弟その他一般の子弟のうち、学術優秀でありながら経済的な理由で修学が困難な学生に対し奨学金を貸与しています。現在までに貸与した奨学生は154名を数えます。奨学生は定期的に募集しています。

**(財)東京弁護士会育英財団
財務課 TEL.03-3581-2208**